

税のお知らせ

個人市民税・府民税の申告は
3月16日(月)まで

中央公民館4階

個人市民税・府民税（以下「個人住民税」）の申告期限は、3月16日（月）です。

平成27年1月1日現在、市内在住の人は個人住民税の申告が必要です。

ただし、税務署へ確定申告書を提出する人や勤務先で年末調整をした人（給与以外の所得がない場合）は、必要ありません。

年金受給者については、確定申告や個人住民税の申告が必要となる場合がありますので、課税課市民税係へ問い合わせください。

また、平成26年中無収入の人、または収入があっても個人住民税が非課税となる人は申告不要ですが、課税証明書が必要な場合や国民健康保険、国民年金などの手続きで

申告が必要な場合は、個人住民税の申告書を提出してください。

申告受付・会場

▽3月16日（月）まで（土・日を除く）午前9時30分～午後5時（月曜日は午後4時まで）

中央公民館4階

▽中央公民館受付終了後～午後5時30分・課税課市民税係窓口

臨時休日受付

3月15日（日）午前10時～午後3時・中央公民館4階

郵送でも申告できます

申告書に必要な事項を記入し、収入および所得控除を証明する資料を同封のうえ送付してください。

持印かん、個人住民税の申告書、収入を証明する書類（給

税に関するお知らせです



与や公的年金などの源泉徴収票や収入内訳書など）、所得控除を証明する書類（社会保険料の支払証明や、生命保険料などの控除証明書、医療費の明細・領収書など）

注 昨年に個人住民税の申告をしている人には、あらかじめ申告書を送付しています。新たに個人住民税の申告書が必要な人は、連絡してください。

注 所得税の確定申告や還付申告は、税務署での受け付けとなっています（市役所では受け付けていません）。

申・問 課税課市民税係

〒570-1866 京阪本通2-1-15

TEL 06-6992-1456

滞納徴収強化月間

市では、3月～5月を「滞納徴収強化月間」と定め、市税滞納者に対して、夜間や休日による催告や訪問徴収の実施を強化します。

市に連絡のないまま長期に滞納すると、やむなく差し押さえやその物件の公売などの滞納処分を行うことになりま

すので、早急に納税課まで連絡してください。

市税収入の確保に向け、ご理解とご協力をお願いいたします。

問 納税課

TEL 06-6992-1852
1854

市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

夜間 3月26日（木）19:30まで
休日 3月22日（日）10:00～15:00

場 納税課（市役所1号別館2階）

TEL 06-6992-1852～1854

注 来庁時は、夜間休日出入口（正面玄関側）を利用してください。

注 車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日出入口（正面玄関側）の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますのでご協力をお願いします。

納税には便利な口座振替（自動払込）を



個人市・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付には、便利な口座振替をぜひ利用してください。

なお、平成27年度分口座振替の申し込みや変更は、3月31日（火）までに納税課または市内金融機関などで申し込んでください。

注 すでに利用している人は、自動継続されます。

問 納税課

TEL 06-6992-1851

確定申告はお済みですか

申告・納税は期限内に

所得税および復興特別所得
税・贈与税

3月16日(月)まで

確定申告会場のご案内

時 3月16日(月) までの午前
9時〜午後5時(土・日を
除く)

備 3月1日(日) に限り、確
定申告の相談、申告書の受
付を行います。

個人事業者の消費税および地

方消費税

3月31日(火)まで

問 門真稅務署

TEL 06・6909・0181

場 守口門真商工会館

注 門真稅務署庁舎内では、申
告相談を行っていません。

問 門真稅務署

TEL 06・6909・0181

こんなに便利

確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページ「確定
申告書等作成コーナー」を利
用すると、混雑する確定申告
会場で長時間お待ちいただく
ことがありません。

○誤りのない申告書などを作
成可能

画面の案内に従って金額
などを入力するだけで税額
などが自動的に計算される
ので、誤りのない申告書な
どが作成できます。

○印刷して添付書類とともに
郵送

作成した申告書などは、
印刷して添付書類とともに
郵送で提出できます。

この場合、住民基本台帳
カード(電子証明書付)の
取得やICカードリーダー
イタの購入など、事前準備
は不要です。

問 門真稅務署

TEL 06・6909・0181

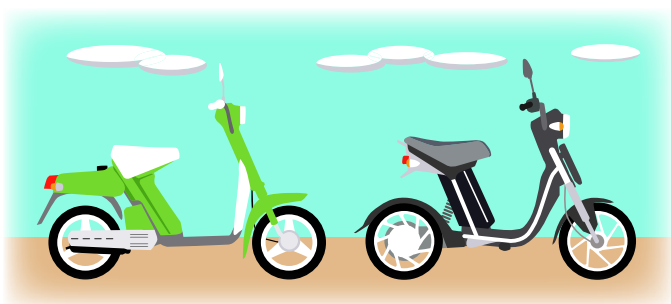
原付などの廃車はお早めに

4月1日現在、原動機付自
転車、軽自動車、小型特殊自
動車、二輪の小型自動車を所
有または使用している人に、
軽自動車税が課税されます。

これらの車などを人に譲つ
たり、市外に住所を変更した
り、盗難・廃車などで使用で
きなくなった時は、**3月31日**
(火)までに廃車などの手続
きを済ませてください。

なお、手続きなど詳しくは、
下表のとおりです。

問 課稅課稅政係
TEL 06・6992・1458



車種	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	軽自動車 (軽三輪・軽四輪)	軽二輪(126~250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)
手続・問合先	課稅課稅政係 TEL 06-6992-1458	軽自動車検査協会 大阪主管事務所・高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 TEL 050-3816-1841	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 TEL 050-5540-2058
廃車時に 必要なもの	・ナンバープレート ・原動機付自転車申告済証 ・印かん ・本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など)	上記へ問い合わせください	

近畿運輸局 大阪運輸支局 からのお知らせ

自動車登録手続き

年度末にあたる3月は、自
動車の登録手続きが最も集中
します。

3月下旬は登録窓口が大変
混雑し、手続きに時間がかか
ることが予想されますので、
比較的空いている中旬までに
済ませてください。

自動車の登録手続きは、自
動車の使用の本拠の位置を管
轄する運輸支局、事務所で行
うことになっています。

登録手続き案内

○大阪運輸支局

TEL 050・5540・2058

○なにわ自動車検査登録事務所

TEL 050・5540・2059

○和泉自動車検査登録事務所

TEL 050・5540・2060

備 自動音声案内で24時間利用
できます。なお、自動音声
案内で対応できない場合
は、最終的にオペレーター
が対応します(開庁日の午
前8時30分〜午後5時15
分)。

消費税法改正 などのお知らせ

消費税（地方消費税を含む）の税率が、平成26年4月1日から8%に引き上げられました。

そのため、平成26年4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告書の作成は、帳簿などで課税取引を適用される新・旧税率ごとに区分し、適用税率ごとに計算する必要があります。

注
①新税率8%の内訳は、消費税6.3%、地方消費税1.7%です。
(旧税率・消費税4%、地方消費税1%)

②平成26年4月1日以後に行われる取引でも、経過措置により旧税率が適用される場合があります。詳しくは、国税庁ホームページを参照してください。

専門真稅務署

TEL 06・6909・0181

ご存知ですか

固定資産税・都市計画税

～新築住宅に対する減額～



一定の要件を備えた新築住宅に対して税額を減額する制度が設けられており、課税されることとなった年度から3年度分（3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年度分）に限り、1戸あたり120㎡までの居住部分に相当する固定資産税額（家屋分の2分の1が軽減されています）（認定長期優良住宅は5年度分【3階建以上の耐火・準耐火建築物の場合は7年度分】）。

例えば、平成22年に新築され平成23年度から課税されることとなった2階建木造住宅の固定資産税が、平成26年度から急に高くなった場合は、平成23～25年度の3年度分は固定資産税額



問 課税課土地係・家屋係
TEL 06・6992・1474

平成27年度

固定資産課税台帳の閲覧、縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧

対 納税義務者、納税義務者の納税管理人または納税義務者の委任状を持つ代理人や借地借家人などの関係者

期間 4月1日（水）から（土・日・祝日は除く）

時 午前9時～午後5時30分

場 市役所1号別館2階課税課

①番窓□

手数料 1件300円

注 4月1日（水）～6月1日

（月）（土・日・祝日は除く）
は無料

持 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、前年度の納税通知書など）
新年度の納税通知書に添付の「課税明細書」でも課税内容が確認可。借地借家人などの関係者は、本人確認書類と併せて、その権利を証する書類（賃貸契約書の写しなど）

縦覧帳簿の縦覧

縦覧とは、市内に土地または家屋を所有する固定資産税の納税義務者が、自己の土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格と比較することを通じて、価格が適正であるかどうかを確認する制度です。

対 納税義務者、納税義務者の納税管理人または納税義務者の委任状を持つ代理人など

期間 4月1日（水）～6月1日

（月）（土・日・祝日は除く）

時 午前9時～午後5時30分

場 市役所1号別館2階課税課

①番窓□

持 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、前年度の納税通知書など）
手数料 無料

問 課税課土地係・家屋係
TEL 06・6992・1474